

## **2 申告していただく方**

1月1日現在、旭川市内に事業用償却資産（他の者に貸し付けているものも含む。）を所有する法人または個人です。（地方税法第383条）

所得税や法人税の確定申告を行っている方でも、旭川市への償却資産の申告は必要となります。

なお、旭川市では、事業は行っているが申告すべき資産がない方と、償却資産の制度を知らないため申告していない方とを分けて確認したいため、申告すべき資産がない場合でも、申告書の提出（該当資産なしという申告）の御協力をお願いしています。